



# 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル（かでの2・7）5階

TEL：011-251-6408（事務局） FAX：011-271-5068

HP：<http://www.counseling.or.jp>

関係各位

平成26年11月20日発信

## 「犯罪被害者週間」 街頭における広報啓発活動 12時間被害者電話相談（10時から22時まで）



平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められております。

私たち北海道被害者相談室も全国被害者ネットワークの一員として、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、広く道民に対し理解を深めることを目的とするものです。

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室では、11月28日（金）に街頭広報啓発活動、29日（土）に12時間被害者電話相談を行い、「犯罪被害者週間」を広く道民の方々に周知するとともに、本週間の意義やその理解に努め、犯罪被害者に対する理解と支援の輪を広げる活動を行ないます。この事業には、北海道・北海道警察、札幌市をはじめとする行政機関や、札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会・法テラス札幌、札幌地検・札幌高検など司法関係の機関・団体、北海道警友会や北海道コカ・コーラボトリングなどの民間団体・企業や犯罪被害に遭われたご家族など、様々な機関・団体の協働で実施します。

### <実施内容>

#### 「犯罪被害者週間」啓蒙啓発広報活動

日時 平成26年11月28日（金）

場所 JR札幌駅西口コンコース（12:00～13:00）

すすきの交差点（17:00～18:00）

共催：北海道、北海道警察、札幌市、札幌中央警察署、札幌高等検察庁、札幌地方検察庁、北海道弁護士会、法テラス札幌、北海道警友会、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、犯罪被害者遺族、交通事故被害者の会、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室、

内容：広報用のカードを入れたポケットティッシュを通行中の市民に対して配布し犯罪被害者週間の広報を行うとともに、翌日の12時間被害者電話相談の広報を実施する。

すすきの交差点では、街頭募金活動を実施いたします。

#### 12時間被害者電話相談・被害者無料弁護士法律相談

日時 平成26年11月29日（土）10:00～22:00

電話 011-232-8740 FAX 011-211-8151

メール <http://www.counseling.or.jp>（ホームページ）

電話、面接、FAX、メール、（全て無料です）

※面接相談をご希望の方は、事前に電話（011-232-8740）による相談を受け、予約が必要。

※弁護士相談は、相談日・時間の予約のみの対応とします。

※札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会の皆様のご協力により行われます。



犯罪被害者週間

平成26年11月25日（木）から12月1日（日）まで



### <本件に関するお問い合わせ>

北海道被害者相談室（担当：高山・田畑）

TEL：011-251-6408 FAX：011-271-5068